

横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター 第4期指定管理者公募についての質問及び回答

番号	資料名	ページ・項目	質問	回答
1	・公募要項 ・栄公会堂・栄スポーツセンター 仕様書	公募要項3ページ 5(2)参考3 仕様書5ページ6(1)ア(ウ)	指定管理料について、仕様書に「指定管理料は別に区が指定する上限額の範囲内で提案すること」とありますが、公募要項における指定管理料説明部分には、上限額ではなく「想定額」とあります。指定管理料算出の考え方について、今一度ご教示ください。	「横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理業務 仕様書」を正しい資料に差し替えました。 仕様書5ページ6(1)ア(ウ)、及び6ページ6(2)の「上限額」を「想定額」に訂正します。 指定管理料算出の考え方については、公募要項3ページ5(2)参考1、仕様書5ページ6(1)ア(ウ)に示す通りです。
2	・公募要項	5ページ 5(9)管理口座	「1施設当たり1口座を原則」と記載されていますが、弊団体会計システムによる施設毎の収支管理を行っていれば1施設1口座設けなくてもよろしいかご教示ください。	公会堂・スポーツセンター併せて1口座を原則としています。
3	・公募要項	14ページ 6(4)ア指定申請書及び事業者に関する書類	「応募団体が特定できないようにしたうえで」につきまして、申請団体名(共同事業体の構成団体名含む)のみ黒塗りをすればよろしいでしょうか。	団体名等に限らず、応募団体が特定できる情報を黒塗りしてください。
4	・栄公会堂・栄スポーツセンター 特記仕様書	11ページ 別表1「横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター維持管理業務」	「レジオネラ属菌等水質検査 年2回:2か所」と記載があります。対象2か所の場所をご教示ください。	「横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理業務 特記仕様書」を正しい資料に差し替えました。 屋上冷却塔と地下更衣室給湯設備が対象2か所です。
5	・栄スポーツセンター業務の基準	9ページ 第2-1(9)スポーツ教室等の提供	スポーツ教室等の設定数について、「オンラインで提供を行う場合はこの限りではない」とあります。スポーツ教室のオンラインレッスンに体育室等を利用する場合、『利用枠設定の考え方』とは別に、指定管理者が優先して室場を予約・利用して良いということでしょうか。指定管理者が優先して室場を利用して良い場合、その枠数に制限がありましたらご教示ください。	「オンラインで提供を行う場合はこの限りではない」とは、体育室等を利用しないことを前提としております。オンラインであっても体育室等を利用する場合は、オンライン以外と同様の取扱いになります。
6	・応募関係書類	様式 賃-1 1 基礎単価	様式内「雇用形態」欄について、『指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き』には「複数の職種(概ね5つ程度まで)に区分し」とあります。職種に応じた弊団体の給与体系に合わせて、欄を追加してよろしいでしょうか。	横浜市からは「正規雇用職員等」及び「臨時雇用職員等」の2種類の変動率を期の途中に示します。貴団体の給与体系に合わせ雇用形態を増やした提案をする場合は、上記いずれかの項目に振り分けてご提案いただきますようお願いいたします。(参照:「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」2ページ(5)賃金水準の変動率)
7	・応募関係書類	様式3役員等氏名一覧表	弊団体の役員について、応募書類の受付期間直前に改選を予定しております。新役員が登記事項証明書に反映されるまでに時間がかかるため、様式3の氏名(新役員)と登記事項証明書内の氏名が異なる場合がありますが、よろしいでしょうか。	様式3については、応募書類の受付締切時点の最新情報でご提出ください。提出日の役員等指名一覧表と登記事項証明書内役員名が異なることになっても構いません。 ただし、応募される際に、新役員の登記事項証明書をいつ提出できるかをご連絡ください。また、登記事項証明書への反映が済み次第、速やかに御提出をお願いします。